○厚木市環境審議会規則

平成30年3月30日 規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市環境基本条例(平成30年厚木市条例第4号)第15条第7項の 規定に基づき、厚木市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、 必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 住民自治組織の代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 審議会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。
 - (1) 生物多様性あつぎ戦略推進部会 生物多様性の保全等に関すること。
 - (2) 地球温暖化対策推進部会 地球温暖化対策に関すること。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる部会以外の部会を置くこと ができる。
- 3 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委 員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(部会への付議)

- 第7条 会長は、市長の諮問を受けたとき又は環境の保全等に関する事項について意見を述べるときは、その内容に応じ当該事案を前条第1項各号又は第2項に規定する部会のいずれかに付議することができる。
- 2 前項の規定により付議を受けた部会は、当該審議に係る事項について調査審議し、そ の結果を審議会に報告するものとする。

(議決)

第8条 審議会は、条例第15条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とするときは、あらかじめその旨の議決を行うものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議 会に諮って定める。 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - (厚木市環境審議会規則の廃止)
- 2 厚木市環境審議会規則(昭和61年厚木市規則第34号。以下「旧規則」という。)は、 廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第2条の規定により委嘱された厚木市環境審議会の委員(以下「従前の審議会の委員」という。)である者は、この規則の施行の日に、第2条の規定により厚木市環境審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、同日における従前の審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この規則の施行の日以後最初に委嘱される厚木市環境審議会の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、前項に規定する期間の満了する日までとする。